

◇◇◇ みどりのコーナーのご利用について ◇◇◇

1 みどりのコーナーの対象者

みどりのコーナーは、障害者手帳をお持ちの方、障害手帳はないが主治医から精神疾患（統合失調症、そううつ病、てんかん等）や発達障害等の診断を受けている方、難病がある方（医療受給者証の発行を受けている、医師の診断で難治性疾患の病名が確認できる方）の就職に関して支援する相談窓口となります。

みどりのコーナーで登録する方は次の書類を確認させていただきます

- ・ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
 - ・ 精神疾患や発達障害等は「主治医の意見書」など医師の診断を確認できる書類。
 - ・ 難病がある方は、医療受給者証や医師の診断などの難治性疾患の病名が確認できる書類。
- ※ 応募にあたって、障害者手帳だけでなく就労可能な範囲を確認するのに、主治医の意見書の提出をお願いします場合があります。

2 求人票ファイルについて

(1) 緑色のファイル（障害者専用求人）について

緑色のファイルは障害等をお持ちの方のみを対象にした求人票をつづっています。次のような求人があります。応募の際は窓口で紹介状の交付を受けるようお願いいたします。

① 法定雇用率対象求人

一定規模以上の企業（民間企業の場合、労働者数40、0人以上）は、従業員の一定割合以上の障害者を雇用する（法定雇用率）ことが義務づけられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

法定雇用率対象求人は、求人票の裏面「特記事項欄」に「法定雇用率対象求人」や「障害者手帳の写しの提出」などの表示がされています。

法定雇用率対象求人に応募可能な方は次の方となります。

「身体障害者手帳の1級～6級、7級が2つ以上重複の方」、「療育手帳を持っている方」、「精神障害者保健福祉手帳を持っている方」が対象となります。

また、身体障害者手帳がない方でも、「都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書（障害等級相当などが記載されているもの）」、療育手帳がない方でも「知的障害者判定機関等による判定書」がある方でも応募が可能な場合もあります。

② 就労継続支援A型事業所

就労継続支援は、一般企業等への就職が困難な方に、働く場の提供や、知識や能力の向上のための訓練を行う障害者福祉サービスの制度です。「A型」と「B型」があり、ハローワークでは雇用（最低賃金の適用や雇用保険の加入など）の形態で行う「A型」事業所について障害者専用求人として受け付けし公開しています。

就労継続支援A型の求人は障害者手帳がない方でも応募が可能です。

就労継続支援A型は障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスで、利用開始時18歳以上65歳未満と定められています。採用となった場合は、サービス受給者証（市町村役場での手続き）の発行を受けてからの採用となります。また前年度の所得等によりサービス利用料が必要となる場合があります（詳細は市町村役場にお問い合わせください）。

③ その他の障害者専用求人票

上記以外で障害者の雇用を積極的に行ってくれる事業所から障害をお持ちの方を対象とした専用求人が出される場合があります。その場合は障害者手帳の有無にかかわらず応募が可能です。

(2) 黄色のファイルについて

一般求人の事業所から「障害をお持ちの方の応募も可能」と確認できている求人票を掲載しています。

3 紹介時のオープン、クローズについて

一般求人への応募の場合、事業所に事前に「障害や疾病の有無」について、伝えたくて応募する（オープン）か、伝えずに応募する（クローズ）かについて、ハローワークでは紹介の都度、確認をさせていただきます。

4 障害者雇用促進助成金について

障害をお持ちの方の雇用を促進するため、下記の2つの助成金制度があります。

事業所は従業員を雇用するにあたり、給与や各種保険料等の経費が必要となりますが、それらの負担の軽減を図り、障害者の雇い入れをしやすくすることを目的に事業所に支払われるものです。

助成金を事業所が活用していくためには、ハローワークの紹介時に障害や疾病があることを事業所に伝えたくて紹介を行い、応募することが必要となります。（新聞、求人情報誌、インターネット等で求人を見て、事業所に直接連絡をして採用された場合や、採用選考後に事後的に障害等をオープンにした場合は当該助成金の対象となりません。）

（1）障害者トライアル雇用助成金

常用雇用（週20時間以上で継続的に雇用される雇用契約での雇用）での採用を前提として、常用雇用での雇用を行う前に、3か月の有期雇用契約（精神障害者の場合は6か月の期間の場合もあります）により試行的に雇用（トライアル雇用）し、事業所、労働者双方が継続的に働いていけるかを確認してから常用雇用へ移行する制度です。

障害者トライアル雇用制度の対象となる応募者にはいくつかの条件があり、紹介の際にハローワークの窓口で確認を行います。

障害者トライアル制度を活用したい事業所の求人票の特記事項欄などに「障害者トライアル雇用制度併用求人」などの表示があります。

（2）特定求職者雇用開発助成金（特定困難者コース、生涯現役コース、発難コースなど）

障害がある方（雇い入れ日時点で65歳未満の方）、65歳以上の方、発達障害や難病の疾患がある方（雇い入れ日時点で65歳未満の方）などを雇用した事業所が、継続的に雇用した場合に支給される助成金で、事業所に継続雇用を促すための助成金となります。

5 職業訓練について

職業訓練は、失業している方への就職支援の一環として、職業能力の開発・向上（技能・技術の習得）を図ることで、就職の可能性を高めるために実施されるものです。希望職種への就職に向けてスキルを身に付けたうえで就職することが目的となります。

函館市内では、障害等をお持ちの方専用の職業訓練、パソコン基礎科（年2回×8名）、パン製造科（募集期間中2名）、公衆浴場実務科（募集期間中1名）が予定されています。

他の職業訓練について確認したい場合は、職業訓練窓口にお問い合わせください。

6 各支援施設について

障害等をお持ちの方の生活・就労について様々な施設が支援を行っています。

ハローワークでは支援施設と連携しながら、障害をお持ちの方の就職支援を行っています。

7 窓口時間について

ハローワーク函館の開庁時間は平日8:30～17:15です（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は閉庁となります）。

なお、昼の12:00～13:00は、在職者向けとして1つの窓口のみでの対応となります。当該時間帯はスタッフが1名体制となるため、極力避けていただくようご協力をお願いします。